



徳島県監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第3項の規定に基づき、三好郡東祖谷山村字菅生297番地小涼重忠の請求に係る監査の結果を、平成14年5月22日決定したので、次のとおり公表する。

平成14年5月31日

徳島県監査委員	四十宮	徳	一
同	藤	江	吉
同	川	端	正
同	北	島	勝
			也

第1 請求の受付

平成14年3月26日付けで提出された監査請求は、これを受付した。

第2 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

監査請求人（以下「請求人」という。）に対して地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、平成14年4月30日証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

2 監査対象機関

県民環境部情報ネットワーク課を監査対象とした。

第3 監査の結果

本件監査請求は、理由がないので、これを認めることができない。

## 第4 決定の理由

## 1 請求の要旨

徳島県知事が東祖谷山村長に対し支出した、平成12年度電気通信格差是正事業補助金1348万3千円は、違法な補助金支出と認められるので、返還措置を求めるものです。

違法と認められる理由については、以下に述べるものです。

(1) 東祖谷山村字菅生298番地に設置されたNTTドコモ東祖谷無線中継所は、地元の日浦地区住民に何等の説明が無く計画され、電気事業法第48条に違反して四国電力特別高圧送電線直下の場所に設置されたものである。同無線中継所は、電気工作物維持保安基準の第2次接近状態にあり、高低差6メートルの架空電線との間隔距離を保っていない疑いがある。(当初設置後、四国電力が工事により、送電線のたるみ状態を無くし、送電線最下部の位置を反対側に移設し、現在の状態と当初の状態には違いがある。)

(2) 四国電力池田支店において説明を受けたところ、中継所設置については、設置場所を対岸に変更しようドコモに要請したが、変更されることなく設置されたとの回答であり、村役場は、この時点で同所への中継所の設置が違法なものである可能性のある事をしりながら、あえて同所に中継所を設置したと思われる。これは、今後の健康被害の発生についても、故意が認められると思われる。

(3) 中継所設置後、当該地区送電線下の住居地一帯に乱雑な電磁波が発生し、それから電磁波の磁界は、ドコモ中継所の電波と連動して変化する状態が発生している。電磁環境の状態は、現在中継所周辺の民家を、カラーテレビ画面の30センチ前のような電磁波は覆っている。当該地区では、電磁波のフラズマ、燐光、火花放電らしき現象が写真撮影されている。

(4) 当該地区では、住民は不眠や倦怠感に悩まされ始めたことから、住民5名が化医学博士三好基晴医師の診断を受けたところ、「電磁波過敏症の疑い」と診断され、「携帯電話無線中継基地局からの電磁波が原因する」との意見書が作成されており、

以上の状況から菅生無線中継所は電気事業法に違反して設置され、送電線の電磁波と無線中継基地局からの電磁波との「相乗毒性」により住民に健康障害を与えて、暴行罪、傷害罪(刑法違反)を形成している疑いがある。

## 2 判断

(1) 請求人の主張を整理すると、平成12年度電気通信格差是正事業補助金の交付を受けて東祖谷山村が行った東祖谷菅生無線中継所(以下「無線中継所」という。)の建設は、電気事業法第48条に違反しており、また、無線中継所及び四国電力特別高圧送電線の電磁波により住民に健康障害を与えていることから、同補助金の支出は違法なものであるので、東祖谷山村に対して支出した同補助金の返還措置を求めるものである。

(2) まず、電気通信格差是正事業については、携帯電話が使えない地域の解消を目的とした総務省(旧郵政省)の補助事業である。市町村が事業主体となり、自ら移動通信用鉄塔施設の整備を行い、電気通信事業者に施設を貸与することで過疎地、辺地及び離島等の住民に携帯電話のサービスを提供するものであり、国及び都道府県がその施設整備に係る経費の一部を補助するものである。

平成12年度徳島県電気通信格差是正事業費補助金については、東祖谷山村が事業主体となって、徳島県三好郡東祖谷山村字菅生298番地に移動通信用鉄塔として無線中継施設の整備を行ったものであり、事業費25,282,010円に対し、県が補助金として13,483,000円(うち国補助金8,427,000円)を平成13年5月7日に支出したものである。

当該補助金については、携帯電話の利用可能な地域を拡大し、地域間の電気通信格差是正を図るために交付したものであり、公益上の必要があるものと認められ、国の電気通信格差是正事業費補助金交付要綱(平成3年6月3日付郵政政第11号郵政事務次官通知)及び徳島県電気通信格差是正事業費補助金交付要綱(平成4年2月1日施行)に基づき、適正に交付されている。

(3) 次に、請求人は、当該無線中継所は電気事業法第48条に違反して四国電力特別高圧送電線直下の場所に設置されたものであり、電気工作物維持保安基準の第2次接近状態にあり、高低差6メートルの架空電線との間隔距離を保っていない疑いがあるとしているので、当該無線中継所と四国電力特別高圧送電線(以下「架空電線」という。)との間隔距離についてみてみる。

電気事業法(昭和39年法律第170号)第48条は、「事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、経済産業省令(旧通商産業省令)で定めるものをしようとする者は、その工事の計画を経済産業大臣(旧通商産業大臣)に届け出なければならぬ。」との規定であり、また、請求人の主張する「電気工作物維持保安基準」については、その存在を確認することができなかったため、違法性を証明す

る根拠が明確でない。

しかしながら、第2次接近状態にあり、高低差6メートルの架空電線との間隔距離を保っていない疑いがあるとの請求人の主張からすると、無線中継所と架空電線との間隔距離の問題がある旨を指しているものと思われる。

そこで、架空電線が他の工作物と接近する場合の、架空電線の施設される技術基準については、「解説電気設備の技術基準(経済産業省原子力安全・保安院編)」の電気設備の技術基準の解釈第129条(電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第29条、第48条関連。以下「解釈」という。)の規定によるものとされている。

当該架空電線は、監査対象機関が四国電力(株)池田支店からの聞き取りの結果、電圧は66,000ボルトであり、電線の種類は硬鋼より線(裸電線)とのことであるため、解釈の第1項第3号の規定により、架空電線と無線中継所との間で確保されるべき間隔距離については、2メートル12センチメートル以上が必要なものとしていっているところである。このため、無線中継所設置の事業実施過程の平成13年2月時点において、四国電力(株)池田支店が架空電線の移設工事を実施し、適正な間隔距離が確保されていることが認められた。

(4) 次に、請求人は、送電線下の居住地一帯に乱雑な電磁波が発生し、この磁界は当該無線中継所からの電波と連動して変化する状態で、周辺の民家をカラーテレビ画面の30センチメートル前のような電磁波が覆っているとしているので、電波に係る防護指針値などについてみてみる。

まず、電波に関する行政機関は総務省(旧郵政省)であり、無線中継所の設置に際しては、電波法(昭和25年法律第131号)に基づく無線局の免許を受ける必要があるが、当該無線局の開設者である(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国に対し、総務省四国総合通信局から平成13年1月19日に免許状が付与されており、当該無線中継所の開設は適法に行われている。

また、科学的な知見に基づき十分な安全率を考慮した電波防護指針値が、電気通信技術審議会の答申により策定され、これに基づき具体的な電界強度などの基準値が電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)において規定されているところであるが、当該無線中継所がこれに適合するか否かを監査対象機関が四国総合通信局に照会したところ、使用する機器が適正な仕様のものであることや鉄塔の高さから判断して、基準値を満たしているとの回答を得ている。

さらに、事業主体である東祖谷山村においても、平成13年8月7日に地域住民の立会いのもと電界強度等の測定を実施したが、調査の結果、基準値を十分クリアしている。

なお、住民に健康障害を与えて、暴行罪、傷害罪(刑法違反)を形成している疑いがあるという主張については、住民監査請求が地方公共団体の執行機関又は職員による一定の財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実によって、地方公共団体がこうむった損害の回復又はこうむるおそれのある損害の予防を目的とするものである以上、県監査委員の監査の対象になじまないものである。

(5) 以上、請求人の主張には理由がないものと判断する。